

令和 7 年度 丹波市自治公民館活動補助金の概要

1 目的

自治公民館活動の振興と充実を図るため、様々な学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動など、地域に根ざした自治公民館の活動に対して補助金を交付し、元気でうれしいのある住みよい地域づくりに寄与することを目的とします。

2 補助金を受けるための自治公民館活動内容及び条件

以下の(1)、(2)の両方の事業に取り組む自治公民館に補助金を交付します。

(1)人権意識を高める学習活動

[映像などの教材を用いた学習会や話し合いなど]

例:人権課題(同和問題(部落差別)、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティなど)をテーマとし、資料・アンケート配布による学習、人権学習 DVD や人権に関する出前講座を活用した学習会など

※人権学習の進め方については、人権啓発センター(82-0242)へご相談いただくか市ホームページにアップしております「住民人権学習のすすめ方ガイドブック」↓を参考にしてください。



(2)地域コミュニティ形成のための事業

[世代間交流事業や文化祭、スポーツ活動など住民同士の親睦を図り、相互理解を深めるための事業や防災訓練、地域福祉活動など地域課題の解決を図る事業など]

例:自治公民館主催の運動会や文化祭、防災訓練(避難訓練、ハザードマップ作り、炊き出し訓練)、地域福祉活動(地域支えあい活動、子どもや高齢者の見守り活動)など

※対象事業となるかどうかわからない場合は市民活動課へご相談ください。

3 補助金交付額

(1)均等割 40,000 円/1 自治公民館

(2)戸数割 250 円/1 戸(自治会加入世帯数)

※令和 7 年度丹波市自治会長会へ報告された戸数

例:自治会加入世帯 60 戸の自治会

40,000 円 + (60 戸 × 250 円) = 55,000 円(補助金限度額)

※概算払請求書を提出いただいた場合は、補助金決定額の 1/2 以内で概算払を受けることができます。残額については、事業完了後、実績報告の提出により補助金が確定した後、交付します。

4 経費について

補助対象経費は、事業実施に必要な経費のうち、次の表に定める経費とします。

		補助対象経費(例)	補助対象外経費(例)
謝 金		講師に対する謝金など	役員・参加者に対する出役費など
講師旅費		講師の交通費、宿泊費などに関する費用	構成員、参加者の移動に関する費用
需用費	消耗品費	事務用品、用紙代など 景品代(上限額 1 個につき 3,000 円※税別) 参加賞代(上限額 1 人あたり 200 円※税別)	各戸に配布するだけの品物や食べ物
	食糧費	弁当代、お茶代など 弁当代(上限額 1 人につき 1,000 円※税別) ※1 日を通しての事業実施により、 昼食が必要な場合に限る。	
印刷費 広告費		資料、チラシ、ポスターなどの印刷代やコピー代	
通信費 運搬費		ハガキ、切手代	公民館の電話料金
保険料		自治会活動保険など (活動時の事故などを保証する保険が対象)	公民館(建物)の火災保険など
使用料 賃借料		機材の使用料、借上げ料など (イベント用のガスコンロ、タコ焼き機、音響機材など)	自治会員が所有する機材(軽トラ、草刈り機など)の使用料
原材料費		事業目的達成のために必要な材料費	
備品購入費		繰り返し使用する自治公民館備品(トロフィーなど) 備品代(上限額 1 個につき 5,000 円※税別)	
その他		市長が特に必要と認めたもの	振込手数料

[食糧費]

- ・会議用のお茶、茶菓子程度とし、酒類(ノンアルコール含む)や慰労会などの飲食代は対象外です。
- ・講師、参加者などの弁当代が対象経費となるのは、1 人あたり 1,000 円(税別)が上限です。
※1 日を通しての公民館活動など、事業実施に昼食や夕食が必要な場合に限ります。

[消耗品]

スポーツの大会やイベントなどの事業を実施するにあたり、必要な景品などについては1個あたり3,000円(税別)、参加賞については1人あたり200円(税別)が上限です。

※上限額を超えるものは、補助対象外です。

※なお、事業実施のための景品や商品を、昨年同様5,000円以内で既に購入されている領収書(レシート)については、今年度、4月1日から6月22日(日)までに実施された事業に限り、対象といたします。来年度からは対象外となりますのでご注意ください。

[備品]

事業を実施するにあたり必要な自治公民館の備品(自治公民館で保有して継続的に使用できるもの)については、1個あたり5,000円(税別)までの物を対象とします。

※1個が5,000円(税別)を超えるものは、補助対象外です。

[その他]

・入館料や入園料は、市内にある施設に限り補助対象とします。

・宗教行事に関係するお供えやお神酒などは補助対象外です。

・事業実施の際は自治会内の方に広く呼びかけ、できるだけ多くの参加を募っていただき、一部の人の集まりとならないようにしてください。

5 補助金申請及び実績報告について

(1)補助金申請

提出書類:①丹波市自治公民館活動補助金交付申請書(様式第1号)…記入例P7

②自治公民館活動補助金事業計画及び予算書(別紙1)…記入例P8

※概算請求される場合のみ・補助金交付請求書(概算払)(様式第3号)…記入例P9

提出期限:令和7年7月31日(木) 必着

(2)補助金実績報告

提出書類:①丹波市自治公民館活動補助金実績報告書(様式第4号)……記入例P10

②自治公民館活動補助金事業実績及び精算書(別紙2)……記入例P11

③自治公民館活動報告書……記入例P12

④住民人権学習会報告書(webフォーム報告可能)……記入例P13・14

⑤補助金交付請求書(精算払)(様式第6号)……記入例P15

⑥事業実施写真(事業ごと)

⑦領収書の写し

提出期限:事業完了の日から30日以内

※第1回提出期限:令和8年2月27日(金)必着…年度内(3月中)の支払い希望分。

※最終提出期限:令和8年3月31日(火)必着…4月以降の支払いとなります。

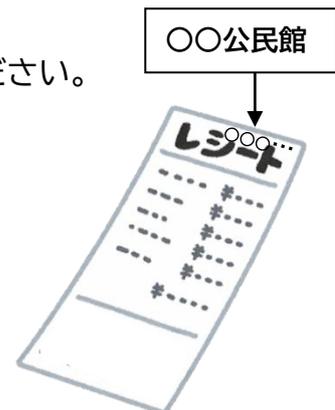
「交付決定額」と実績報告後の「補助確定額」が同額の場合は、**補助確定通知を省略**させていただきますのでご了承ください。

(3)申請書等のダウンロード(丹波市公式ホームページ)

フロントページ > 組織一覧 > 市民活動課 > 業務案内 > 生涯学習
> 自治公民館活動補助金について からダウンロードできます。

(4)「領収書の写し提出」にあたっての留意点 ※領収書原本は各自治会で保管ください。

- ① 領収日が事業対象期間内(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間)であること。※傷害保険についても「領収日」で判断いたします。
- ② 申請団体(自治公民館)宛であること。
※領収書原本に自治公民館名があるものをコピーしてください。
- ③ 購入金額の明細(レシート等)がわかるもの。
※明細がない場合は対象外となります。
※レシートにも自治公民館名を必ず記載ください。
(約 300 の自治会分を受付けるためご協力ください。)
- ④ 支払先の記名や押印があること。
- ⑤ 銀行振込の場合、支払ったことがわかる書類(振込依頼書控、ATM利用明細)を添付すること。



6 提出先

- ① まちづくり部市民活動課(氷上住民センター内)
〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地
- ② 各住民センター窓口
住民センター窓口では書類のお預かりのみとさせていただきます、審査は市民活動課で行います。事務処理等のご相談がある場合は市民活動課へ直接お問い合わせをお願いします。

7 その他

・市民活動課では、自治公民館活動の事業内容や補助金申請にかかる相談を随時受け付けておりますので、気軽にご相談ください。

